〇鹿追町企業活性化推進条例

（目的）

第１条　この条例は、鹿追町（以下「町」という。）における企業の立地、起業等の推進のため、必要な助成を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の創出を図り、もって町内企業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業所　事業を行う施設（中小企業基本法第２条に定めるもの）

(2) 工場　常時従業員を使用して、物の製造または加工を行う施設

(3)　宿泊及び飲食施設　ホテルその他宿泊及び飲食を提供する施設

(4)　その他の施設　前各号に掲げるもののほか、その施設が本町の産業経済の振興に寄与すると町長が認める施設。

(5)　新設　新たに鹿追町内に前各号の施設（以下「事業所等」という。）を設置する場合又は町内に事業所等を有する者が、新たな事業分野の事業所を設置する場合

(6)　増設　町内に事業所等を有する者が、事業拡大等により増加する施設を設置する場合

(7)　移設　町内に事業所等を有する者が、事業所等について、従来の施設の営業を廃止し、町内の他の地域に事業所等を移転する場合

(8)　事業転換　既に鹿追町内に事業所等を有する者が、その事業内容の一部若しくは全部を転換する場合

(9)　起業　町内において新たに事業を開始する場合

(10)　投資額　新設、増設、移設及び事業転換に必要な施設に対する投資額であつて、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第７号までに掲げる資産のうち事業の用に供するものの取得価額の合計額をいう。

（助成措置の対象等）

第３条　この条例による助成は、第２条に掲げる施設の立地によつて本町の産業の振興に寄与し、かつ公害を防止するための適切な措置が講じられていると認められる施設を新設、増設、移設及び事業転換する者であつて、町長が指定した者に対して行うものとする。ただし、本条例及び鹿追町企業振興条例（平成２８年条例第２５号）の規定に基づく助成を受けた事業所等にあつては、当該助成を受けてから、５年を経過しなければ、本条例による助成の対象とならない。

２　前項の規定による指定を受けようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

（助成の措置等）

第４条　前条第２項の規定により町長の指定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成金の交付を行うことができるものとする。

２　助成事業者に対する事業所等設置費支援の対象となる事業所等区分及び新設、増設、移設並びに事業転換に対する投資額、助成率並びに助成限度額については、別表第１のとおりである。

３　前２項の助成事業者が他の機関から助成を受けた助成額は当該事業額から差し引くものとする。

（特別援助）

第５条　町長は、助成事業者に対し、特に必要と認めたときには、事業の立地に必要な用地の提供及び道路、橋梁、用水並びにその他施設等の新設、並びに改良整備を図る等の特別援助を行うことができる。

（助成の申請）

第６条　この条例に基づく助成の措置を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に

申請しなければならない。

（指定の審査及び決定）

第７条　この条例に基づく指定にあたつては、規則で定める審査委員会で審査し、その結果に基づ

き町長が決定する。

（助成の措置の承継）

第８条　第４条の規定により助成の措置を行うまでの間に、助成事業者に係る事業所等に相続（法人にあつては合併）又は事業の譲渡により、承継があつたときは、当該承継人に対し同条の規定に基づいて助成の措置を行うものとする。

２　前項の承継人は、規則の定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

（指定及び助成の措置の取り消し等）

第９条　町長は、この条例の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

当該助成の措置を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることが

できる。

(1)　第３条第１項及び第４条第２項に規定する要件を欠くに至つたとき。

(2)　操業又は事業を開始した日から５年以内に操業又は事業を休止し、又は廃止したとき。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。

(3)　虚偽の申請及びその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4)　助成の措置の決定内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

(5)　特別な事由もなく、町税等公共料金を滞納したとき。

（調査及び報告）

第１０条　町長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

（規則への委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

３　第９条の規定は、令和１０年３月３１日まで、なおその効力を有する。

別表第１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所等区分 | 種別 | 対象要件 | 助成率 | 助成限度額 |
| 投資額 |
| 事業所・工場・宿泊・飲食施設・その他施設 | 新設 | １，０００万円以上 | 投資額の３０％以内ただし、  投資額のうち地元業者の施工割合が５割未満の場合は２０  ％以内  起業の場合は投資額の３５％  以内ただし、投資額のうち地  元業者の施工割合が５割未満の場合は２５％以内 | ２，０００万円 |
| 増設 | ５００万円以上 | 投資額の３０％以内 | ５００万円 |
| 移設 |
| 事業転換 |

＜事業所等設置費助成＞